

令和 6 年度第 2 回 多摩市男女平等参画推進審議会 要点録

開催日時：令和 6 年 7 月 25 日（木）10：00～12：05

場 所：TAMA 女性センター 活動交流室

出席委員：中島康予委員、木本喜美子委員、木村有希委員、島田直広委員、高井雅秀委員
本間まり子委員（会長・副会長以下 50 音順）

欠席委員：神子島健委員、鈴木景子委員

事務局：古谷部長、西村課長、武井係長、米山主任

傍聴者：4 名

（発言者凡例：◎会長、○委員、◇事務局）

1 開会

2 議題

（1） [報告] 令和 6 年度第 1 回多摩市男女平等参画推進審議会要点録の確認について
◇修正ある場合は、8 月 2 日までにメールでお知らせいただきたい。今後いただいた
ご意見を反映した後、要点録を確定させていただく。要点録はホームページ等で公
表する。（後日、修正・追加無しで要点録を確定した。）

（2） [報告] 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について
◇事務局から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について説明

【質疑応答】

○資料 2-1 の 5 頁の「市町村の役割」という所で、今後、第 4 次多摩市女と男がと
もに生きる行動計画の見直しをしていく際に、今回の法の精神を盛り込んで、具
体的にはどのような方向性で進んでこうと考えているのか。

◇昨年度の提言の中でもご提案頂いたが、民間団体との協働については、今後の可能
性も含めて盛り込んでいく必要があると考えている。また、相談事業や関係部署
との連携体制については、既に構築されている部分はあるが、さらに支援体制を
強固にしていく取り組みも進めていく必要性があると考えている。

○民間団体と行政のマッチングはお互いの利益のすり合わせが大切かと思う。これま
で民間と協働の実績はあるか。

◇女性センターと民間団体とが協働して支援を行ったという実績はない。直接的な支援を行う女性相談支援員は、多くはないが民間団体との連携の実績があると聞いている。いずれにしても、女性支援法が期待しているような先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働は行えていないのが現状である。

○これから模索していく段階か。

◇その通りである。

○他の仕事で関西圏の自治体やN P Oに取材をさせてもらったことがあるが、関西圏では、関東圏よりも自治体とN P Oとの距離感が近くて協働の実績があり、一緒に支援を行っているという実感があった。東京近郊の関東圏では、あまり聞かない状況であるので、この法律の施行を機に、意欲的な団体が手を挙げて、あるいは自治体がそのような団体を把握して、協力して支援を行うような形が望ましいのではないか。DVで逃げてきた人をかくまうような居場所を民間事業者が運営し、その資金は行政から提供されている、という実例を幾つも見た。昨年度の提言の審議の中でも申し上げたが、やはり女性センターがそのハブとしての役割をもっと果たせないか。そこは1歩も2歩も歩みを踏み出して頂きたい、という想いである。連携の実績がない様であれば、まずは活動団体の所在を確認するという作業が必要である。具体的には、N P Oとの協働についての講演会やイベントを開催し、その参加者をさらに育てていくような形が現実的かと思う。問題となるのは、孤立した高齢者層、コロナ禍でより顕在化した介護における虐待の問題、子育て期の女性たちの困難、ト一横キッズのような若年層の困難だろうか。悩み抱えている世代の、特に女性たちの問題にフォーカスして情報キャッチできるとよいのだが。

◎委員の中にもN P O団体を運営されて自治体と協働されている方もいる。そのようなご経験も踏まえて審議を進めていきたい。

○都内の支援の在り方を参考にすることも非常に有益であると思う。もう1点付け加えると、困難を抱える女性というものを明らかにしていく際に、先ほど法の説明があったが、「婦人相談員」の枠組みが古くなつて現実に対応できていないという現実がある中で、2020年（令和2年）の内閣府の統計で、女性の自殺率が高まっていると、高校生くらいの若年層女性や、ステイホームの状態で家族関係が行き詰ってしまった主婦、雇用を切られてしまう非正規雇用の女性などが抱える希死念慮の問題は、一時的にコロナ禍だから起こった現象だと見ることもできるが、それ以前に日本社会が抱えてきた構造的な問題であるとも言える。例えば女性労働に言及すれば、女性が労働市場で周辺化されていたという弱さが顕在化したという事でもある。4月からの新法の施行はこのような問題を受けて立ち上がってきたといえる。

◎事務局で充実した資料をご用意いただいているので、時間のある時にご覧頂き、今後の審議に活用していきたいと思うがいかがか。

〔委員一同 異議なし〕

(3) [協議] 令和5年度 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況外部評価について

◇事務局から令和5年度 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況外部評価について説明

【追加説明】

◎事前に事務局から委員に対して、市側への質問や施策や評価について詳しく議論したい項目があれば、お寄せいただきたいというお願いをした。こちらについても説明をお願いしたい。

◇事業番号19「いのち支える自殺対策における取り組み」についての詳細ということです、こちらは指標として「10万人あたりの自殺死亡率」を記載している。昨年度も審議会で話題となつたが、令和4年は特に女性の自殺率が顕著に増加したが、令和5年度に入り女性の自殺者が減少し、割合としては全国と同様の結果となつた。令和4年は20代の若年層の割合が大きく上昇したが、令和5年度は特に中高年層50代、60代あたりの数字が割合としては高くなっている。また「原因、動機」という所で、資料4-2にあるが、「健康問題」が1番多い状況である。また数は少ないけれども、20歳未満の自殺も発生しており、所管課では非常にリスクが高いと受け止めている。これらの結果を踏まえ、自殺対策推進計画において、子ども・若者向けの自殺対策の推進を重点施策に位置付け、ゲートキーパー研修や講演会、今年度中にチャット相談の開始も予定しているところである。原因や動機については、全国的な状況も踏まえた中で、例えば著名人の自殺などがニュースなどで報じられるなど、影響を受けて自殺者数が増えるというようなこと、またコロナ禍が落ち着いてきた中でさまざまな活動が活発化し、コミュニケーションが増えることによって、かえって精神的な負担が増えてしまいメンタル面に影響を与えていていることも考えられるのではないかということ、また働き盛りの方について、物価高、円安等で経済状況が悪化した影響なども受け、失業など経済的な事情もあるのではないか等、様々な要因が考えられるということだった。しかし、推測はできるものの、原因や動機をはっきりと把握することは難しいということだった。また令和4年の多摩市での女性の自殺率の増加した要因についても、はっきりしたことは不明であるが、

コロナ禍により特に女性が貧困に陥り、生活困窮によるものも背景にあるのではな
いか、と推測しているということであった。

◇次に事業番号 13 「ひとり親家庭の生活安定のための自立支援」について、指標は
「ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣回数」となっている。委員からは、各所管
からの評価説明において「相談内容について、複合化、多様化、複雑化していて、連
携、調整が困難なケースがとても増加している」という記載があるが、この具体的事
例についての事前質問を頂いている。これに関して担当課にヒアリングを行ったところ、
「複雑化」とは、ひとり親という課題だけではなく、ご本人や子どもが共に、発
達障害や精神障害などを抱えているケース、家庭内で何かしら課題があるケースがと
ても増えているということである。またこれまででは、単純な身体的DVのケースが多
かったが、最近は、モラハラや経済的DVなど、直接的な身体的DVではないケース
がとても増えているというところも聞いている。また、ひとり親家庭で、かつ日本語
が不自由な外国人の方のケースも増えていて、相談において全てが複雑化し、複合的
課題があるケースが殆どということであった。

◇事業番号 25 「妊娠婦に対する家事支援サービスの充実」について、事業名「妊娠婦
に対する家事支援サービスの充実」の指標として「子ども家庭サポーター派遣事業利
用人数」となっているが、この家事支援サービスの充実について、多胎家庭の利用者
が増加しているということについて詳しく聞きたいというご質問いただいている。

「子ども家庭サポーター派遣事業」の利用期間については、単胎の場合は出産後 1 年
間利用できるサービスであるが、令和 2 年 10 月から、多胎家庭についてはその困難
性を踏まえ、3 年間利用できるよう利用期間を延長した事を受けて、多胎家庭の利用
回数が増加している現状があるということであった。多胎家庭の困難性は高いと認
識しているので、その高い需要を受け止めて、支援を進めていきたいという事であっ
た。

◇事業番号 36 「子育てを地域で支え合うネットワークづくり」について、指標として
「ファミリー・サポート・センター利用・提供会員数」を設定しているが、評価が横
ばいの状況が続き、目標値に届いていない。所管からの評価説明の中で、障がい児家
庭の支援件数が増加傾向にあるということについて、具体的に障がいの種類や実際の
利用の仕方について詳しく知りたいというご質問を頂いた。所管からの回答として、
障がい児の利用はとても増えている傾向にあり、実際の利用の内容だが、学童クラブ
や児童館、自宅、習い事、通級指導教室等への送り迎えが利用の中心ということであ
った。また、障がいの種類ということだが、障がいの種別については利用の要件では
ないので統計に出てこないが、この制度自体が、サポーターである市民ボランティア
が 1 人で付き添いを行うという事業になっているため、発達障がいなど、自分で歩

けるような軽度の障がいの児童の利用が実際には多くなっているということである。増加している要因としては、児童全体として発達障がいが増えているという傾向があり、それに伴い利用率も上がっているということである。近年、特にその利用が増えってきた理由として、コロナ禍が明けて、両親が共働きになって仕事に復帰したことが大きいということで、コロナ期間は、例えば、両親のどちらかが家にいたために送り迎えができていたところを、逆に共働きができるようになったためにこのサービスを利用するようになったというケースがとても多いということである。逆に、障がい児を育てながら働きに出られる環境があるという側面もあるのではないかという意見も所管課から聞いている。

【質疑応答】

- ◎次回の審議会で外部評価を確定させていくというスケジュールとなっている。今日、項目や内容について大まかな絞り込みができればと考えているが、まずはこれまでの説明を受けて、ご質問やご意見などをいただきたい。
- 事業番号 19 の今後の展開だが、今日頂いた資料を見て、その情報発信が何時ごろに行われたのか気になった。資料にある自殺の時間帯を見てみると、深夜の時間帯に発生しているのかと推測される。そういう方が思い止めるために市が発信すべき時間帯があるのではないかと、頂いた情報を見ながら考えた。そういう方にはどのようにリーチするかを考えることが改めて必要であると思う。ただ漫然と情報発信を行うことで満足してはならないと思う
- 私も大学のサイトで、夜間になるとおかしな書き込みが見られるようなケースを見たことがある。思いつめてしまうと、残念ながら支援が間に合わないこともあるようと思う。
- 個人的にネットサーフィンをするが、SNS 等も 24 時過ぎると結構マイナスな意見が増えるよう思う。そういう人たちが出てきたなっていう感覚が自分でも感じるよう思うので、そういうところで認知できるかもしれない。
- 今年は防災にフォーカスしたい。年始の能登半島の地震もだが、関東も本当に地震が来るのではないかと思う。避難所に行くのはまさに市民であり、その中には女性も多く含まれる。女性の役員比率がさほど上昇しない中で、特に防災関連をフォーカスして、女性委員比率の向上について評価してはどうか。事業番号 19 の自殺対策については、昨年度の外部評価で指摘したが、それについて再度記載するのであれば、今年度は特に子どもと女性のケースに絞り、評価を行うのはどうか。
- 外部評価の中で結論が出やすい部分として、女性委員比率についてがあると思うが、先ほど説明をしていただいた資料 3 について、「防災関連の審議会への女性参画の工

夫といった好事例もあった」という記載もあるので、引き続き女性委員確保の取り組みの推進について記載するはどうか。

○令和3年度、令和4年度、そして前期の審議会でも指摘をしているが、この分野は継続的に粘り強く指摘をし続けることが必要かと思う。

○この項目を、外部評価の柱の1つとして引き続き評価項目にするかどうか。防災分野の話もあったが、特定の分野にフォーカスをして指摘をすることも有効と考えるがいかがか。

○継続して指摘をすることについては、今回の外部評価ではやめるという選択肢も0ではないと思うが、継続して指摘を続ける意義もあると思う。

◎では、皆様の意見を総括して、今年度の外部評価でも継続して指摘を行いたいと思う。では、これらの内容についてだが、まずは全般的に数値が改善されたということは肯定的な材料として評価しつつ、では、さらなる改善が必要なところについて、このように取り掛かるのはどうかと提案する形にするのはどうか。

〔委員一同 異議なし〕

○女性支援法にも関係するかもしれないが、特に困難な状況にある女性の話になった時に、よく最近でもテレビで見るが、ご飯が食べられない、お昼が食べられないような家庭が結構あると思う。多摩市はすでに給食費は無償化されているが、特に夏休みの期間等について、昼食も食べることができないというような事をニュースでやっているし、さらに、支援する団体、フードバンク、子ども食堂等も、昨今の円安、物価高やインフレによってその運営もままならないと。食べさせるものもない、食べさせるための食べ物も集まらないような状況もニュースに最近出てくるが、この辺の取り組みについてはいかがか。

◇多摩市の取組として、食べられない子どもへの支援としては、多摩市公式ホームページで地図も含めて、19カ所の子ども食堂のご紹介をしている。これらの子ども食堂の取りまとめとなる協議体があり、市と現場の情報交換を行ったり、市から必要な連絡を行う会議体も存在しているので、事業者と協力して支援をしている形である。子ども食堂のフードドライブへのご協力を募る形で、市内だとファミリーマートやコープなどの民間企業との協働事業も行っているので、こちらの事業はこれからも広がりを見せるのではないかと思う。

○女性センターとは連携していないのか。

◇基本的には子どもに対する支援として事業を展開しているので、児童青少年課が所管として進めている。

- 子どもが食べるなら、その母親も食べるのではないか。
- ◇子どもだけではなく、ご家族で来て頂いて召し上がっていただくことも可能である。
- ぜひそのような事業は、女性センターとも協力して横展開して頂きたい。行政の縦割りの所掌もあると思うが、子ども支援と女性支援が連携することで力強く推進できると思う。
- ◇先ほどご紹介をした協議会だが、実際に現場で困難を抱えるご家庭と接する市内の民間団体と市が関わる会議であるので、市のチラシを配架して頂くなど、情報提供は既に行っている所である。
- 女性センター事業の啓発にも、一緒に利用させてもらうものよいのではないか。
- 弁護士がそのような子ども食堂に出向き、母親からの相談などに乗ると、きめ細やかな支援ができると思うが、人員と予算が莫大にかかる可能性はある。
- 子ども食堂にボランティアとして関わっている方々のエネルギーを、女性センターの潜在的な力として掘り起こしてくことも有効かもしれない。計画の見直しに盛り込んではどうか。
- ともフェスの実行委員会にも参加しているが、議論する中で、例えば離婚をされた女性の住居探しについてサポートできないかと、イベントでそのような支援ができないか提案しており、やはり民間との協働になると思うが、いろんな方向性を見出して面白いかなと思っている。
- その場合、民間事業者とは、不動産業者となるか。
- そういう女性を支援しているN P Oも対象となるかもしれない。
- 特にD Vが絡む場合は、一早く現状から逃がす必要がある。すぐに住居を見つける必要があるだろう。
- 最近、離婚にまつわる事で共同親権の法改正の話が話題だが、弁護士としては養育費の方が重要なのではないかと考えている。離婚相手から養育費が請求できるかは生活を送るうえで重要である。夫が働き、妻が子育てをしながら無職だと、離婚の際に女性側が貧困に陥ってしまう、そのような方が全て弁護士を雇うことができればよいが、やはり金銭的な側面もあるので、このような情報提供を市が行うことには意義があると思う。市に離婚届を提出したら、案内をもらえるような定型的な情報発信が有効だと思う。
- 多摩市は、支援を求めて窓口に来た市民については支援を行う体制が整っているが、支援を求める余裕や知識のない方々にどのようにリーチをするのかというところで、情報発信について評価を行いたい。

○令和4年度の外部評価でも情報発信に関してまとめていたが、市の事業番号としてはどこに該当するのか。

◇令和4年度（令和3年度の事業評価）の際は、事業番号90「TAMA女性センターの認知度向上に向けた取組」と絡めて評価いただいた。前期の審議会では、提言の中で、必要な人に情報を届けるために、SNSなども活用しながら情報を発信していく必要があることや、チラシなどの配架の際の工夫についてのご提案を頂いた。女性センターの認知度向上は課題であるので、コロナ禍で普及したオンラインの活用や、SNSをはじめとしたさまざまな媒体による情報発信の工夫を、コロナが終わった後でも引き続き活用しながら、最終的には女性センターのファンを増やすような取組を進めてくださいという様な帰結で、項目としては女性センターの認知度向上につなげた形で評価いただくこともできる。

○情報発信の媒体1つとしてSNSがあると思うが、もう1つ、やはり伝統的な声掛けの重要性みたいなものがあるのかなと、これまでの皆さんのお話を伺って思うところである。もう1つは、この情報発信の目的として、ターゲットとなる人に対して直接届けるというようなこと、またターゲット周辺のA11yの人々に対する周知、それから、例えば子ども食堂などもそうだが、そういった活動に携わる事業者の幅を広げていくという目的があるのかと思うし、女性センターの活動として、行政の縦割で切り分けられてしまうと力が削がれてしまうので、一緒に乗っかってやるつもりで、実施をすることが重要なのではないかと思う。

○多摩市は、公式ホームページ等、他の自治体より情報の周知は進んでいる方だと思うが、自分から行政に情報を取りに来るのはよいとして、どちらかというと、リーチしようとする知識がない、意欲が湧かないような対象者の方に対して、どうやってリーチするかを検討する必要性があると思う。それこそ子ども食堂の話等では、そこで支援事業などの情報発信を行うと、沢山の反響があるというような話も聞いているので、例えば市に離婚届を出しに来た時に、これを見てくださいというチラシを渡すようなアプローチが必要なのではないか。

○高齢の単身女性、外国人など情報弱者に配慮した直接的なアプローチも必要である。

○企業内でも、発達障害というか、軽度だが仕事が上手くいかず悩んで休職して退職するようなケースを見ており、年々増えているような印象がある。精神科のクリニックも全然予約が取れないし、予約しても受診は1ヶ月先のような状況をよく聞く。このような方々についても、市と連携して支援を行うことはできないか。行政と市内事業所や民間企業との連携強化みたいなところもぜひやっていきたい。現在の協力体制だと、情報共有の展開に留まっているような印象を受ける。民間企業と

して、何か市に対して協力できることもあると思うし、我々が困っている事に対してお力添えを頂くような協力体制を構築したい。

○事業番号 50 「地域・市民活動における女性リーダーの育成」についても「D」評価が続いており、地域での市民活動における女性リーダーの育成の促進という話も気になっていた。リーダーシップというのも、女性の参画推進において重要な項目であると思う。

○来年度の計画改定の際に加えて頂きたいが、例えば、行政と民間企業でどれぐらい連携したかということを指標化して、それを目標として事業に組み込んだらどうか。推進状況を年次ごとに経過を追っていくことができるようにはっきり目標化してはどうか。

◎外部評価の総論的なまとめであるが、課題としては、例えば 3つ選ぶとして、①市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率について、②市による女性のための情報発信方法について、必要な方に直接届くようなアナログな手法におけるアプローチ、③女性リーダーの育成についての 3 点としたいがいかがか。

〔委員一同、異議なし〕

◇本日の議論を踏まえ事務局でたたき台を作成するが、本日の審議でペンディングとなつた部分については、ブランクのような形にさせて頂き、委員の皆様に補記していただく形でお願いしたい。事前にたたき台をお送りするので加筆修正をいただき、第 3 回審議会で確認をいただき、決定という流れを予定している。

〔委員一同 意義なし〕

3 今後の日程について

◇第 3 回を 8 月 15 日（木）午前 10 時～、第 4 回を 10 月に予定している。よろしくお願いしたい。

以上